

# 重要事項説明書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護短期利用型サービス

あなたに対する介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第 37 号 173 条 8 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1 事業者

事業者の名称	株式会社しんわ
事業者の所在地	松江市東出雲町下意東 761 番地 1
法人種別	株式会社
代表者名	長谷川尚史
電話番号	0852-53-0547

## 2 ご利用施設

施設名称	グループホームしんわ
施設の所在地	松江市東出雲町下意東 761 番地 1
管理者	齋木貴子
連絡先	電話 0852-53-0547 FAX 0852-53-0548
居宅サービス種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護短期利用型
介護保険指定事業者番号	3271100541

## 3 事業者の目的と運営方針

事業の目的	認知症により自立した生活が困難になった利用者に対して、30日を限度とした短期間、家庭的な環境のもとで、日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者が有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。
施設運営の方針	利用者的人格を尊重し、適切な介護技術を持って、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、現存する能力を最大限発揮できる環境を作り、常に豊かな人間関係が保たれる暮らしとなるよう支援し、日常の健康管理、医療連携体制を強化し、利用者が重度化した場合は、集団生活での範囲内における看取りの支援をする。地域密着型サービスとして、利用者の家族や地域の関係者等を含めた、運営推進的な会議を開催し、地域に開かれた事業運営を行う。また、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

## 4 施設の概要

### (1) 敷地および建物

敷地	1840.32m <sup>2</sup>
建物・構造	RC2階建
延べ床面積	871.04m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

設備の種類（1居住区）	数	設備の種類（1居住区）	数
台所	1	脱衣室	1
食堂兼居間	1	便所	11
和室	1	居室	9
浴室	2		

## 5 職員体制及び職務内容：1共同生活住居（入所定員9人）に対して主たる職員

従業者	管理者	1人 (2ユニット兼務)	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
	計画作成 担当者	1人	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院との連絡、調整を行う。
	介護職員	1F 8人	利用者に対し、必要な介護及び支援を行う。
		2F 8人	

## 6 勤務形態

介護職員	早番 7:30～16:30 日勤 8:30～17:30 遅番 10:00～19:00 夜勤 16:00～翌9:00
	日中は、職員1人あたり利用者3人のお世話をします。 夜間は、職員1人あたり利用者9人のお世話をします。

## 7 サービスの概要

### (1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事その他の家事介助	利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めます。
排泄の介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴の介助	一人ひとりの入浴習慣を踏まえた上で、ゆっくりと入浴することができるよう配慮します。
着替えの介助	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

機能訓練 (生活リハビリ)	利用者の状況に適合した援助を行い、生活機能の維持・改善に努めます。利用者の趣味又は嗜好に応じた活動が行われるよう支援します。利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮します。
健康管理	継続して健康チェックを行うと共に定期的に体力測定を行い健康管理に努めます。また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
相談及び援助	利用者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

## (2) 介護保険給付外サービス

食材料の提供	新鮮で旬の食材料を提供します。
教養娯楽・レクリエーション	ドライブ、誕生会、四季の行事（お花見、納涼会、お月見等）など、活動への参加を通じて利用者と共に、家族同士の交流が図れるよう努めます。
金銭管理（小遣い）	個人ごとの現金出納帳を作成し、収支の整理を行い家族の確認を得ます。
理美容	家族の都合により理美容院への送迎が困難な場合は送迎代行を行います。

## (3) 利用料等

- ① 本事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護短期利用型、指定介護予防認知症対応型共同生活介護短期利用型の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスに該当する場合は、利用者の負担割合に応じた額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

ア 室料	1,340円/日
イ 食材料費	1,300円/日
ウ 光熱費・管理費	1,270円/日
エ 理美容代	実 費
オ おむつ代	実 費
カ その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用	実 費

- ② 利用料の支払いは、サービス満了日に発行する請求書に基づき、現金又は口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

## 8 入退去に当たっての留意いただく事項

介護保険で要支援2、要介護1以上の認定を受けた方で認知症の状態にあり、次の条件を満たす者とする。

- ・少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ・自傷他害のおそれがないこと。
- ・常時医療機関において治療をする必要がないこと。

入居後利用者の状態が変化し、条件に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

## 9 事故発生時の対応および損害賠償

・事故が発生した場合、必要な処置を行い、速やかに家族、主治医、松江市介護保険課に連絡し、必要な措置を講ずる。

- ・損害賠償が発生する事故については、速やかに措置を講ずる。
- ・事故が発生した場合、再発防止に努める。

損害賠償保険はあいおいニッセイ同和損保の社会福祉総合保険に加入しています。

## 10 身体拘束に対する取り組み

- ・本事業所では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束廃止委員会が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合があります。この場合は心身の状況やその理由を記録し、ご家族の方に説明いたします。

## 11 協力医療機関

伊藤医院・高木歯科医院

## 12 非常災害対策

消防計画等	防火管理者：藤田 晃衣 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、避難・救出訓練を行う。
防災設備	誘導灯、非常灯、消火器、自動火災報知器、自動通報装置、スプリンクラー

## 13 サービスの提供体制の確保のための連携・支援体制

介護老人保健施設さんさんケアセンター

## 14 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者が宿泊される場合には職員に申し出て下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には行き先と概ねの帰宅時間を職員に申し出て下さい。
協力機関医院以外の医療機関への受診	ご家族の協力をお願いする場合があります。

居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従って、ご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動・政治活動	事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

## 15 相談・要望・苦情などの処理

- ・相談・要望・苦情があった場合は、相談担当者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くと共に、直接担当者からも事情を確認する。
- ・管理者が、必要と判断した場合には、検討会議を開催する。
- ・検討の結果、必ず翌日までには、具体的な対応をする。
- ・相談・要望・苦情受付から処理までの記録をとり、再発防止に役立てる。

認知症対応型共同生活介護短期利用型サービス、介護予防認知症対応型共同生活介護短期利用型サービスに関する相談・要望・苦情などは下記にお申し出下さい。

### ▼グループホームしんわ相談窓口▼

電話	0852-53-0547
FAX	0852-53-0548
担当者	齋木 貴子

### ▼外部苦情申立て機関▼

国保連合会	電話 0852-21-2811	FAX 0852-61-9051
松江市介護保険課	電話 0852-55-5689	FAX 0852-55-6186
島根県運営適正化委員会	電話 0852-32-5913	FAX 0852-32-5994

## 16 サービス担当者会議等に使用する個人情報の利用範囲

### (1) 使用する対象者

- ・利用者の主治医
- ・サービス提供を行う事業者の担当者

### (2) 使用する個人情報

- ・認定調査票（基本調査及び特記事項）、主治医意見書、要介護認定結果の他要介護認定に関わる必要最小限の情報
- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他居宅介護支援に関わる必要最小限の情報

## 17 地域運営推進会議を活用した評価の実施

外部評価（第三者評価）については実施せず、毎年度、地域運営推進会議を活用した評価を実施し、結果については当法人ホームページ

（<https://www.shinwa04.com>）で開示する。

## 18 その他運営についての重要事項

(1) 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ・採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- ・経験に応じた研修 随時

(2) 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

(3) 身体拘束に対する取り組みについて。

管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成することとする。

改善計画に盛り込むべき内容

- ・事業所内の推進体制
- ・介護の提供体制の見直し
- ・「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き
- ・事業所の設備等の改善
- ・事業所の職員その他の関係者の意識啓発のための取り組み
- ・利用者の家族への十分な説明
- ・身体拘束廃止に向けての数値目標

事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(厚生労働省令第37号第163条第6項)

※なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存することとする。

(4) 高齢者虐待防止に対する取り組みについて

管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「虐待防止検討委員会」などを設置し、事業所全体で、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

また、事業所は、サービス提供中に当該事業所従業員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他、虐待防止のために必要な措置

(5) このほか運営に関する重要事項は管理者及び従業者が検討会議で定めるものとする。